

## 鳥取県告示第487号

平成19年3月30日付鳥取県告示第300号（第10次鳥獣保護事業計画について）により告示した第10次鳥獣保護事業計画の変更を行ったので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第4項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治